

9 ~ 15 その他の間接税関係各表

統計表を見る方のために

- この章は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの消費税、酒税以外の間接税の申告又は処理による課税実績を掲げた。
ただし、印紙税については上記期間における現金納付に係る分を掲げた。
- 消費税、酒税以外の間接税の概要(平成15年3月31日現在)は、次のとおりである。

9 たばこ税及びたばこ特別税

たばこ税及びたばこ特別税は、紙巻たばこ等の製造たばこに対して課税される。

たばこ税及びたばこ特別税の税率			
喫煙用の製造たばこ			(注)
第1種(紙巻たばこ).....1,000本につき	2,716円	(820円)	課税標準は紙巻たばこの本数とされ、パイプたばこ及び葉巻たばこについては1g(刻みたばこ等については2g)を紙巻たばこ1本に換算することとされている。
第2種(パイプたばこ).....	"	"	
第3種(葉巻たばこ).....	"	"	
第4種(刻みたばこ).....	"	"	
かみ用の製造たばこ.....	"	"	たばこ特別税の税率
かぎ用の製造たばこ.....	"	"	
旧3級品の紙巻たばこ.....	1,289円	(389円)	()書きで表示。

10 印紙税

印紙税は、流通取引に関連して作成される各種の文書に対して課税される。

印紙税の税率			
(印紙税法<別表第一>より抜粋)			
(1) 不動産の譲渡、消費貸借、運送に関する契約書		(5) 預貯金証書、保険証券、債務の保証に関する契約書、金銭又は有価証券の寄託に関する契約書	
記載金額 1万円未満	非課税		
" 1万円以上	200円 ~ 60万円		
記載金額のないもの	200円		200円
(2) 請負に関する契約書		(6) 配当金領収証又は配当金振込通知書	
記載金額 1万円未満	非課税	配当金額 3,000円未満	非課税
" 1万円以上	200円 ~ 60万円	" 3,000円以上	200円
記載金額のないもの	200円	(7) 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書	
(3) 約束手形又は為替手形		記載金額 3万円未満	非課税
記載金額 10万円未満	非課税	" 3万円以上	200円 ~ 20万円
" 10万円以上	200円 ~ 20万円	記載金額のないもの	200円
一覧払のもの	200円	(8) 預貯金通帳、信託通帳、掛金通帳	
(4) 株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託、若しくは特定目的信託の受益証券		1年以内の付込みにつき	200円
券面金額 500万円以下	200円	(9) その他の通帳	
" 500万円超	1,000円 ~ 2万円	1年以内の付込みにつき	400円
		(10) 判取帳	
		1年以内の付込みにつき	4,000円

(注) (1)、(2)については、平成9年4月1日から軽減税率が適用されている。

11 揮発油税及び地方道路税

揮発油税及び地方道路税は、揮発油(温度15度において0.8017を超えない比重を有する炭化水素油)に対して課税される。

揮発油税及び地方道路税の税率(1kl当たり)	
揮発油税	48,600円
地方道路税	5,200円
} 53,800円 (平成5年12月1日～平成15年3月31日の特別税率)	

12 石油ガス税

石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスに対して課税される。

石油ガス税の税率	
課税石油ガス1kg当たり	17円50銭

13 航空機燃料税

航空機燃料税は、航空機燃料(航空機の燃料用に供される炭化水素油(炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素を含む。))に対して課税される。

航空機燃料税の税率	
航空機燃料1kl当たり	26,000円
〔 沖縄路線航空機への積込1kl当たり	13,000円
〔 特定離島路線航空機への積込1kl当たり	19,500円

14 電源開発促進税

電源開発促進税は、一般電気事業者の販売電気の電力量に対して課税される。

電源開発促進税の税率	
販売電気1,000kw時当たり	445円

15 石油税

石油税は、原油の採取場から移出する原油又はガス状炭化水素及び保全地域から引き取る原油、石油製品並びにガス状炭化水素に対して課税される。

石油税の税率	
移出又は引取る数量の	(原油及び輸入石油製品).....1klにつき 2,040円
”	(輸入LPG).....1tにつき 670円
”	(国産天然ガス及び輸入LNG).....1tにつき 720円